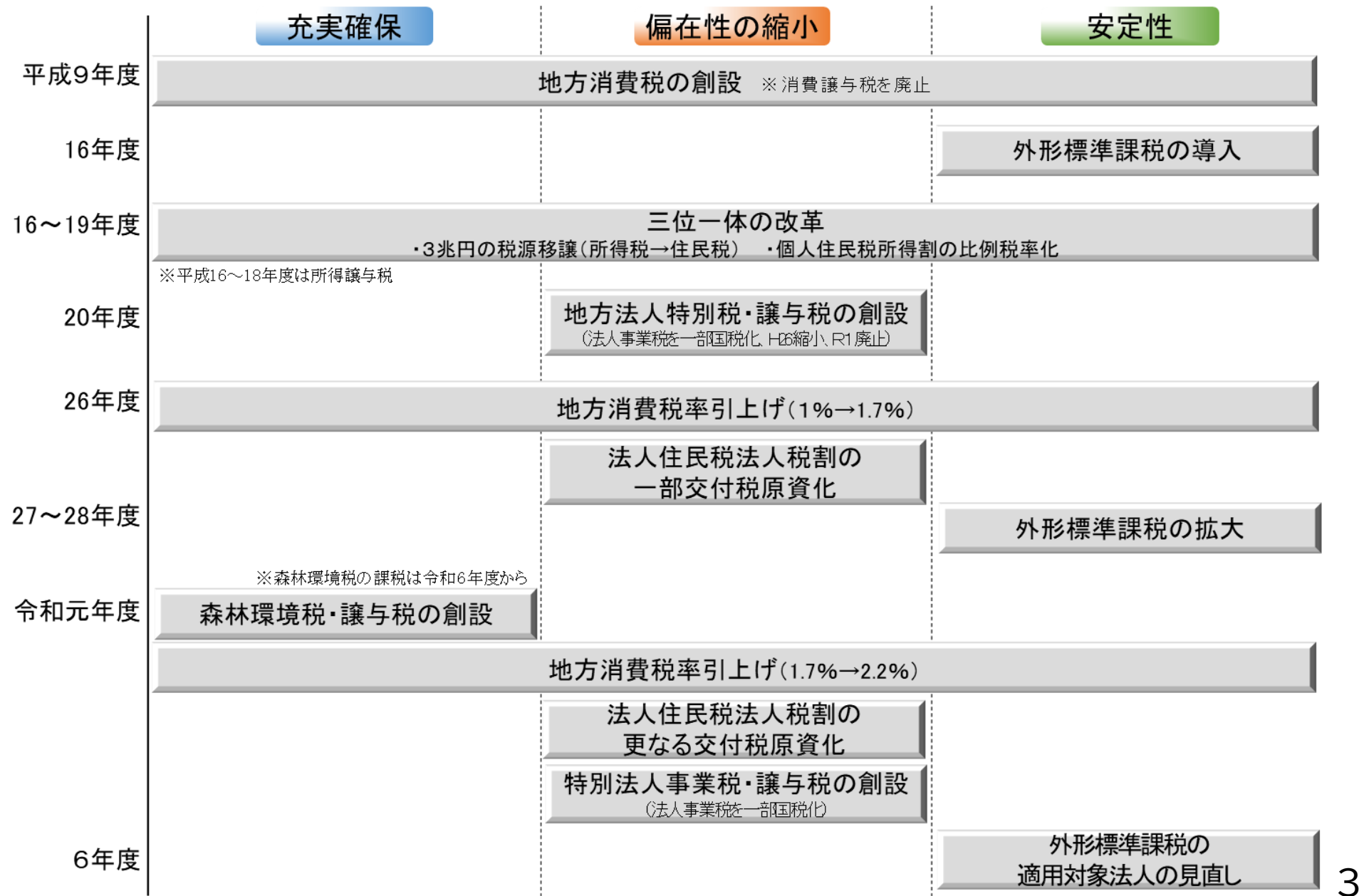


資 料

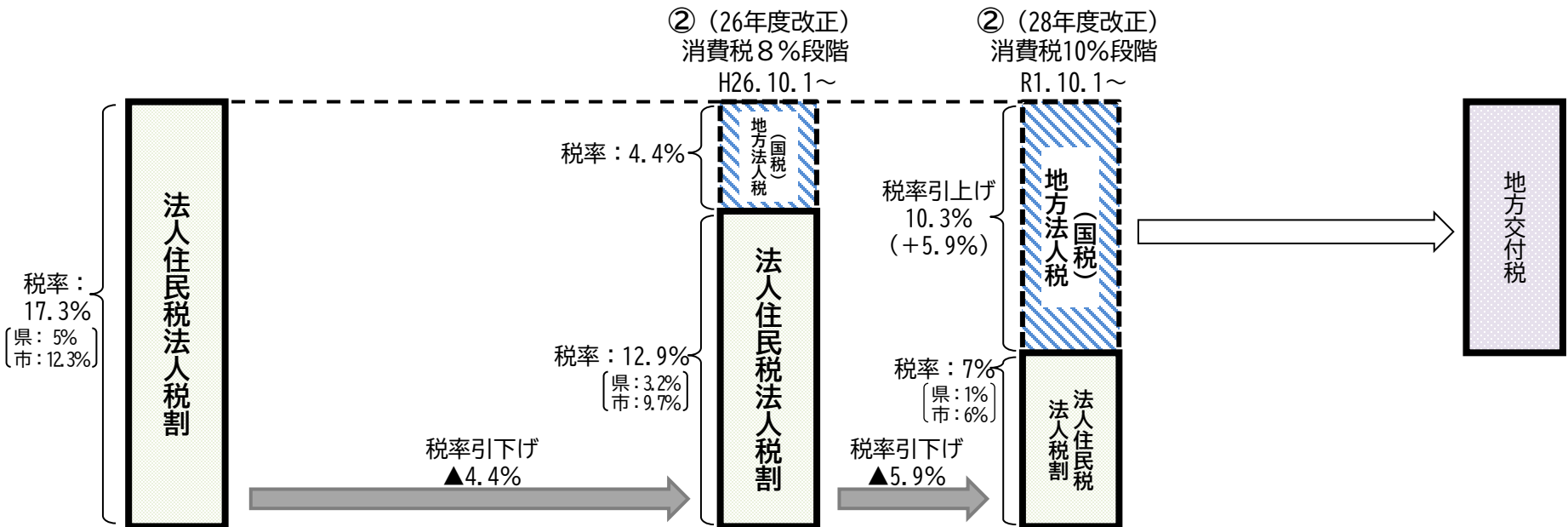
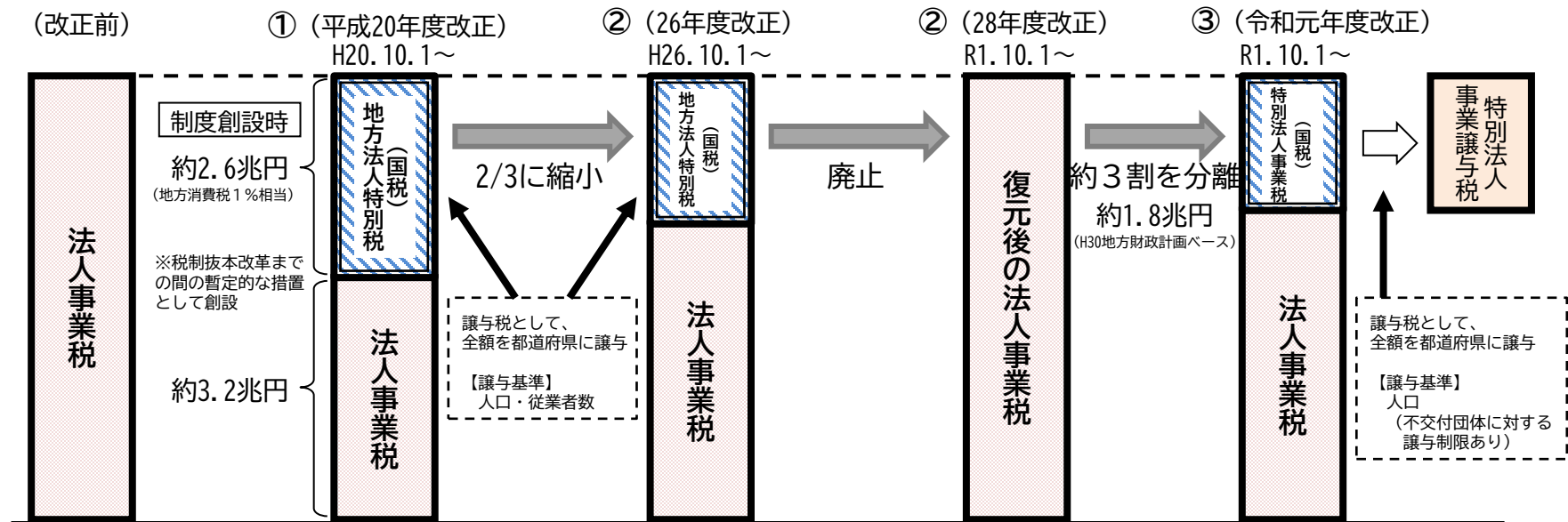
（第5回検討会において
ご質問があった事項への回答）

これまでの制度改革等

地方税の充実確保と偏在性が小さく安定的な地方税体系の構築



これまでの地方法人課税における制度改正



(注) 法人税割の税率は、都道府県分+市町村分の合計

① 地方法人特別税の創設

○ 平成20年度税制改正の要綱(平成20年1月11日閣議決定)(抄)

八 地域間の財政力格差の縮小

地方税制については、更なる地方分権の推進とその基盤となる地方税財源の充実を図る中で、地方消費税の充実を図るとともに、併せて地方法人課税のあり方を抜本的に見直すなどにより、偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築することを基本に改革を進める。

この基本方向に沿って、消費税を含む税体系の抜本的改革において、地方消費税の充実と地方法人課税のあり方の見直しを含む地方税改革の実現に取り組む。

消費税を含む税体系の抜本的改革が行われるまでの間の暫定措置として、法人事業税の一部を分離し、「地方法人特別税」及び「地方法人特別譲与税」を創設することにより、偏在性の小さい地方税体系の構築を進める。

○ 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成24年8月22日法律第68号)(抄)

(税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置)

第7条 (中略)政府は、(中略)税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策について、次に定める基本的方向性によりそれらの具体化に向けてそれぞれ検討し、それぞれの結果に基づき速やかに必要な措置を講じなければならない。

五 地方税制については、次に定めるとおり検討すること。

イ 地方法人特別税及び地方法人特別譲与税について、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置であることを踏まえ、税制の抜本的な改革に併せて抜本的に見直しを行う。

□ 税制の抜本的な改革による地方消費税の充実と併せて、地方法人課税の在り方を見直すことにより税源の偏在性を是正する方策を講ずることとし、その際には、国と地方の税制全体を通じて幅広く検討する。

② 地方法人税の創設と地方法人特別税の縮小・廃止

○ 平成26年度与党税制改正大綱(平成25年12月12日) (抄)

第一 平成26年度税制改正の基本的考え方

2 税制抜本改革の着実な実施

(2)地方法人課税の偏在是正

地方税制については、消費税率8%段階において、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の税率を引き下げるとともに、当該引下げ分に相当する、課税標準を法人税額とする地方法人税(仮称)を創設して、その税込全額を交付税及び譲与税配付金特別会計に直接繰り入れ、地方交付税原資とする。なお、この偏在是正により生じる財源(不交付団体の減収分)を活用して、地方財政計画に歳出を計上する。また、地方法人特別税・譲与税の規模を縮小し、法人事業税に復元する。

消費税率 10%段階においては、法人住民税法人税割の地方交付税原資化をさらに進める。また、地方法人特別税・譲与税を廃止するとともに現行制度の意義や効果を踏まえて他の偏在是正措置を講ずるなど、関係する制度について幅広く検討を行う。

○ 平成28年度与党税制改正大綱(平成27年12月16日) (抄)

第一 平成28年度税制改正の基本的考え方

3 地方創生の推進・特区に係る税制上の支援措置

(1)地方法人課税の偏在是正

地方創生を推進するためには、地方公共団体が安定的な財政運営を行うことのできる地方税体系を構築する必要がある。こうした観点も踏まえ、地方法人課税については、消費税率(国・地方)8%段階の措置に引き続き、消費税率10%段階においても、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るための措置を講ずる。また、地方法人特別税・譲与税を廃止し、法人事業税に復元するとともに、これに代わる偏在是正措置を講ずる。

③ 特別法人事業税の創設

○ 平成31年度与党税制改正大綱(平成30年12月14日)(抄)

第一 平成31年度税制改正の基本的考え方

4 都市・地方の持続可能な発展のための地方税体系の構築

近年、地方税収が全体として増加する中で、地域間の財政力格差が拡大している。各種の財政指標でみても、地方交付税の交付団体と不交付団体では、大きな格差が存在し、その均衡が大きく崩れている状況にある。

また、経済社会構造も大きく変化している。産業構造のサービス産業化や、大都市部への大法人の本店の集中等を背景として、大都市部には、企業の事業活動の実態以上に税収が集中している状況にある。この傾向は、インターネット取引等の拡大により、今後一層加速することが見込まれる。加えて、子会社化等の組織再編の進行や、フランチャイズ事業の拡大など、企業組織の多様化も税源の偏在に影響している。これらの変化は、現行の法人事業税の枠組み(分割基準等)では直ちに対応を行うことが困難な課題である。

こうしたことを背景として、地方法人課税の税収は、地域における付加価値の総計である県内総生産の分布状況と比較して、大都市部に集中している状況にあり、都市・地方を通じた安定的な地方税財政基盤を構築するため、これら構造的な課題への対処が求められている。

以上の観点から、地域間の財政力格差拡大、経済社会構造の変化等に対応し、都市と地方が支え合い、共に持続可能な形で発展していくため、地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置を講ずる。(中略)

特別法人事業税・譲与税制度(仮称)は、恒久的な措置とする。

東京都の行政サービスの状況等

埼玉県・千葉県・神奈川県からの意見(抄)

(令和6年5月7日)

(略)近年、税収に恵まれている東京都では、18歳年度末までのこどもに対する月5千円の給付、高校授業料実質無償化における所得制限撤廃、公立学校給食費の無償化、0～2歳児の第2子の保育料無償化、18歳年度末までのこどもに対する医療費助成といった施策を打ち出し、周辺自治体との地域間格差が拡大している。全てのこどもがひとしく幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を実現するためには、このような地域間格差を解消していくことが必要不可欠である。

また、こども施策のみならず様々な施策においても、東京都と周辺自治体の地域間格差の拡大が多く存在しているところであり、こうした状況は、東京一極集中の流れを加速(略)。

こうした行政サービスの地域間格差は、財政状況の違いから生じているものと考える。(略)

については、このような状況を踏まえ、次の事項について要望する。

1 居住する地域にとらわれないこども施策の実現

(略)自治体の財政状況に起因する格差が生じることがないように、国の責任と財源により必要な措置を講じること。

2 税源の偏在是正

地方税は、地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを行う上で、最も重要な税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に向けた取組を早急に行うこと。

東京都の最近の主な行政サービスの例

事業名	概要	R7予算額
018サポート (R6.1～)	都内に在住する0歳から18歳までの子供(約200万人)を対象に、 1人当たり月額5,000円を支給 (所得制限なし)	1,227億円
私立高等学校等特別 奨学金補助(R6～)	都内に居住し、私立高校等に通う生徒の保護者に対し、国の就学支援金と合わせて、都内私立高校平均授業料まで支援し、 私立高校授業料を実質無償化 (所得制限を撤廃)	643億円
東京都公立学校給食費 負担軽減事業 (R6～)	国の方策が講じられるまでの間、区市町村が行う 学校給食費の保護者負担軽減 に係る取組を支援 ・実施主体:区市町村(補助率1/2)	251億円
保育料等無償化 (R5.10～)	認可保育所等に通う利用者負担分について、令和7年9月(予定)から、 年齢や所得にかかわらず第一子も無償化 ・実施主体:区市町村 (負担割合 第二子無償化実施時の考え方を踏まえて設定)	763億円 ※第一子無償化分 279億円
医療費助成事業 (R7拡充)	子供医療費 について、以下の自己負担額となるよう 助成 ・義務教育就学前の乳幼児:なし ・義務教育就学児、高校生等:通院1回当たり200円 ※令和7年10月から所得制限を撤廃	乳幼児 38億円 義務教育就学児 52億円 高校生等 86億円

(出所)東京都「令和7年度東京都予算案の概要」

事業名	概要	R7予算額
水道料金に係る基本料 金無償臨時特別措置	都の水道料金の基本料金について、令和7年度の夏場4ヶ月間分相当を無償 とする等の臨時特別措置を実施 ・主に一般家庭での利用が想定される小口径(13mm、20mm、25mm) (多くの家庭が利用する口径20mmの場合、4ヶ月で1世帯当たり5,000円程度の軽減)	368億円

(出所)東京都「令和7年度6月補正予算(案)について」